

各位

会社名 LDEC株式会社
代表者名 代表取締役 西川 和宏

株式会社アルプス物流（証券コード：9055）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

LDEC株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年8月22日より、株式会社アルプス物流（証券コード：9055、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対して、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが2024年10月4日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 LDEC株式会社
所在地 東京都中央区京橋二丁目9番2号

(2) 対象者の名称

株式会社アルプス物流

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- イ 2014年6月18日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2014年7月24日から2054年7月23日まで）
- ロ 2015年6月17日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2015年7月23日から2055年7月22日まで）
- ハ 2016年6月21日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2016年7月16日から2056年7月15日まで）
- ニ 2017年6月21日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2017年7月20日から2057年7月19日まで）
- ホ 2018年6月20日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
（行使期間は2018年7月21日から2058年7月20日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	18,211,564 (株)	6,368,100 (株)	— (株)
合計	18,211,564 (株)	6,368,100 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（6,368,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,368,100株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより

公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である 18,211,564 株を記載しています。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2024年8月22日（木曜日）から2024年10月4日（金曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、5,774円

② 新株予約権

イ 第1回新株予約権 1個につき、1,154,600円

ロ 第2回新株予約権 1個につき、1,154,600円

ハ 第3回新株予約権 1個につき、577,300円

ニ 第4回新株予約権 1個につき、577,300円

ホ 第5回新株予約権 1個につき、577,300円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（6,368,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（16,328,000株）が買付予定数の下限（6,368,100株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2024年10月5日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	16,270,600 (株)	16,270,600 (株)
新株予約権証券	57,400	57,400
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	16,328,000	16,328,000
(潜在株券等の数の合計)	57,400	(57,400)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合	—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	165,268個	(買付け等前における株券等所有割合	46.51%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	163,280個	(買付け等後における株券等所有割合	45.96%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	165,268個	(買付け等後における株券等所有割合	46.51%)
対象者の総株主等の議決権の数	354,561個		

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しておりますが、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、アルプスアルパイン株式会社が所有する対象者株式に係る議決権の数(165,268個)を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年6月20日に提出した第60期有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び新株予約権についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i)対象者が2024年7月30日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者2025年3月期第1四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(35,501,000株)に、(ii)対象者から2024年8月22日時点で行使可能なものとして報告を受けた第1回新株予約権47個の目的である対象者株式9,400株、第2回新株予約権33個の目的である対象者株式6,600株、第3回新株予約権162個の目的である対象者株式16,200株、第4回新株予約権143個の目的である対象者株式14,300株及び第5回新株予約権109個の目的である対象者株式10,900株を加算した株式数(35,558,400株)から、(iii)対象者2025年3月期第1四半期決算短信に記載された2024年6月30日現在対象者が所有する自己株式数(28,036株)を控除した株式数(35,530,364株)に係る議決権の数(355,303個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
auカブコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2024年10月11日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合

にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

LDEC株式会社	東京都中央区京橋二丁目9番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上